

# 第45回

## 小牧文津土地区画整理審議会議事録

平成26年3月24日

午後2時00分～午後2時45分

本庁舎 601会議室

- 議題
- 1 正副会長の選出について
  - 2 議席の順位の決定について
  - 3 議事録署名者の選任について
  - 4 審議会委員の職務について
  - 5 報告事項  
(1) 事業の進捗状況について
  - 6 その他

出席者 松浦 勘三 水野 吉延 宮本 敏榮 前野 鏡一  
後藤 重信 水野 貞秋 野中 安光 横井 正親

欠席者 山本 豊明

事務局 江口部長 園田次長 渡辺課長 泉課長補佐 高木事業係長  
丹羽事業係長 船橋庶務係長 西島換地係長 平手補償係長  
松本主査 江口主事 谷崎主事

泉課長補佐 本日は、お忙しい中、当選証書付与式並びに選任証書付与式に続きまして尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

まず初めに、沖本副市長よりご挨拶を申し上げます。

沖本副市長 皆様こんにちは。副市長の沖本でございます。本日、大変お忙しい中、先ほどの付与式に引き続きまして審議会のほうへご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本審議会におきましては、第1期目が平成11年3月17日に設置されてから、今期で第4期目を迎えることとなりました。審議会委員の皆様の中には第1期からお務めいただいております方が5名おいでになります。また、今期は2名の新しい委員の方をお迎えすることとなりました。また新たな力が加わり、より一層審議会が充実したものになればと思っております。

小牧文津土地区画整理事業につきましては、平成10年11月30日に事業計画決定を行いまして、3度の事業計画の変更を経て、平成25年度末の事業進捗率は、道路整備率で約58.6%が完成する予定です。これも歴代の審議会委員の皆様のご協力のたまものと感謝しております。

どうか今後も委員の皆様の一層のご高配とお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。これからもどうぞよろしく願いをいたします。

泉課長補佐 なお、副市長につきましては、他に公務がございますので、ここで退席とさせていただきます。

続きまして、お手元に配布した資料の確認をさせていただきたいと思っております。

まず、第45回の審議会の会議日程、A4でホチキスどめしたものがあると思っています。これを1枚はねていただくと、審議会委員の職務というのが書いてあると思っております。これが1冊になっております。

それから、平成25年度の区画整理課の職員配置名簿ということで、平成26年3月1日となっておりますが、現在も変わっておりません。それが1枚となっております。それから、もう1枚、今回、審議会委員の名簿をお配りしております。それが1枚あるかと思っております。

それから、当地区の工事箇所、ちょっとカラーでカラフルになっておりますが、A4横長のものが1枚あるかと思っております。それから、平成24

年度からの繰越工事と平成25年度施行工事の箇所ということで、それぞれ記入したものが1枚あると思います。

以上であります、足りない分はなかったでしょうか。よろしかったでしょうか。

続きまして、平成25年度の職員紹介をさせていただきたいと思います。

江口部長  
園田次長

私、都市建設部長の江口でございます。よろしくお願いいたします。

都市整備担当という形になっております、次長をしております園田でございます。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

私、区画整理課長をしております渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしておりますお手元の資料で、平成25年度職員配置名簿をご参照いただきながら職員紹介をさせていただきます。

先ほどから司会をしておりますのが課長補佐の泉でございます。

泉課長補佐

泉です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

それぞれの担当のほうでございますが、庶務係長の船橋でございます。

船橋係長

船橋です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

係員としまして、保留地などの事務に携わっております松本主査でございます。

松本主査

松本です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

当担当地区の事業係長の丹羽でございます。

丹羽係長

丹羽です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

また、小牧南地区担当の事業係長の高木でございます。

高木係長

よろしくお願いいたします。

渡辺課長

換地係長は西島でございます。

西島係長

西島です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

係員としましては、換地・登記などの事務に携わっております江口主事でございます。

江口主事

江口です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

審議会などの事務に携わっております谷崎主事でございます。

谷崎主事

谷崎です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

補償係長は平手でございます。

平手係長

平手です。よろしくお願いいたします。

渡辺課長

職員数としましては、正規職員26名、再任用職員1名、臨時職員1名、

合計28名でございます。今後、当地区を含めまして区画整理4地区をこの職員で担当してまいりますので、これからもよろしくご指導、ご支援を賜りますことをお願い申し上げまして、職員紹介とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

泉 課 長 補 佐

本日の出席委員は、8名であります。規定によりまして本日の審議会が成立いたしました。

ただいまから尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理審議会を開催いたします。

議事運営については、会長あるいは副会長にお願いすることになりますが、現在、会長、副会長が選任されておられません。仮議長を事務局からご指名させていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、仮議長を後藤重信委員にお願いしたいと思いますので、後藤委員、よろしくお願いいたします。

後 藤 仮 議 長

ただいまご指名をいただきました後藤でございます。仮議長を務めさせていただきますと思いますが、何分ふなれでございますので、皆様方の格別のご協力をお願いしたいと思います。

本日の議事日程については、別紙でお手元にお配りいたしましたとおりでございます。

日程第1、正副会長の選出についてを議題といたします。

会長については選挙でということですが、いろいろな方法があると思いますが、事務局で案がありましたら発表していただきたいと思っております。

泉 課 長 補 佐

ただいま仮議長からご説明がありましたように、審議会の会長については、土地区画整理法第61条第2項により委員で選挙することになっております。また、副会長については、同条第5項の会長に事故がある場合においてその職務を代理する者として、委員のうちからあらかじめ互選しておくものでございます。立候補等ございますでしょうか。

立候補がないようなので、立候補がない場合の腹案といたしまして、3名程度の候補者選考委員を選出させていただきまして、正副会長の選出についてご協議いただきたいと思いますと考えております。

後 藤 仮 議 長

それでは、事務局から選考委員の案を発表していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

泉 課 長 補 佐 事務局でということですので、選考委員の案を発表させていただきます。

選考委員には、宮本敏榮委員、それから前野鏡一委員、それから水野吉延委員、この3名の方にお願ひし、ご協議を賜りたいと思います。

後 藤 仮 議 長 事務局より、宮本敏榮委員、前野鏡一委員、水野吉延委員にお願ひしたいということですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

選考委員の方は、別室が用意されておるようでございますので、そちらでお願ひしたいと思います。

選考委員が別室で協議の間、しばらく休憩といたします。

(休憩)

後 藤 仮 議 長 選考委員の協議が終わったようでありますので会議を再開いたします。それでは、選考委員を代表して、宮本敏榮委員に発表をお願ひしたいと思います。

宮本委員 選考委員を代表して、発表いたします。

協議の結果をご報告申し上げます。会長に横井正親委員、副会長を野中安光にお願ひしたいと思います。

ご報告を終わります。

後 藤 仮 議 長 ただいまご報告のありましたように、会長に横井正親委員、副会長に野中安光委員を選出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ご異議なしと認め、小牧文津土地区画整理審議会の会長に横井正親委員、副会長に野中安光委員と決しました。

ここで、会長が決まりましたので、仮議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

泉 課 長 補 佐 ありがとうございます。それでは、新会長であります横井正親委員のほうからご挨拶をいただきますので、よろしくお願ひいたします。

横井会長 ただいま選考委員の皆様からご推薦をいただきました文津区の横井正親です。どうぞよろしくお願ひします。何分にも未熟な私でございますが、議事運営、非常に難しいところがあるかと思いますが、できるだけスムーズにできるように頑張っていきたいと思ひます。これから、皆様方、温かいご指導、ご鞭撻並びにご協力のほどをひとつよろしくお願ひ

いたします。

泉 課長 補佐

ありがとうございました。続きまして、野中安光副会長のほうからご挨拶をいただきますので、よろしく願いいたします。

野中 副会長

よろしく願いいたします。

泉 課長 補佐

ありがとうございました。それでは、規定によりまして会長が会務を総理することになっておりますので、会長よろしく願いいたします。

横井 会長

それでは、日程第2、議席の順位の決定についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

西島 係長

それでは、事務局のほうより議席の順位の決定の方法について説明させていただきます。

ただいま会長、副会長が決定されました。まず、会長の議席番号を9番とさせていただきます、副会長の議席番号を8番とさせていただきます。

次に、その他の委員の皆様議席の決定方法についてですが、抽せんを決めさせていただきます。ただいまから抽せんの番号札をお持ちしますので、1番から7番までの番号を引いていただき、議席番号を決めさせていただきます。

また、本日欠席の連絡をいただいております山本豊明委員は事務局のほうで抽せんさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、抽せんを始めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(抽せんを実施)

後藤重信委員6番、前野鏡一委員5番、松浦勘三委員4番、水野貞秋委員3番、水野吉延委員2番、宮本敏榮委員1番、山本委員は7番となりますので、よろしく願いいたします。

横井 会長

ただいま報告がありましたとおりですので、よろしいでしょうか。ご異議はないと思いますが、再度、抽せん結果を発表させていただきます。

1番に宮本敏榮委員、2番に水野吉延委員、3番に水野貞秋委員、4番に松浦勘三委員、5番に前野鏡一委員、6番に後藤重信委員、7番に山本豊明委員、8番に野中安光委員、9番が私、横井正親です。ということで決定いたしましたので、よろしく願いします。

引き続き席はそのままお座りいただき、次回から議席の順番でお座りいただきますよう、よろしく願いいたします。多分この次見えるときには席に名札が置いてありますので、そこにお座りいただくようお願い

いたします。

続きまして、日程第3、議事録署名者の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については、会長の指名により行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、会長において指名することにいたします。議事録署名者は、1番の宮本敏榮委員、2番の水野吉延委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

続きまして、日程第4、審議会委員の職務についてに入ります。

事務局に説明を求めます。

西島係長

審議会委員の職務について、ご説明申し上げます。

日程資料を1枚めくっていただきまして、「審議会委員の職務」という資料をごらんください。

1番としまして、審議会の権限であります。土地区画整理法第56条第3項による審議会の権限については、換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について、この法律に定める権限を行うとあります。この権限については、次の2番、3番において説明させていただきます。

法律の定める権限としましては、大別しまして、2番で言う審議会の意見を聞かなければならない事項と、3番で言う審議会の同意を得なければならぬ事項があります。

まず、2番の審議会の意見を聞かなければならない事項としましてですが、①としまして、換地計画の作成及び縦覧に供した換地計画について、地権者から提出された意見書の内容を審査する場合があります。次に②であります。仮換地の指定及び変更について、審議会に提案し意見を聞くものであります。次に③であります。減価補償金の交付額の決定については、小牧市においては取り扱いをしておりませんので、意見を聞くこともないということでもあります。次に④であります。保留地予定地を随意契約にて処分する場合に意見を聞くものであります。

続きまして、3番の審議会の同意を得なければならぬ事項としまして、まず①であります。保留地予定地を処分する際に、土地の評価をお願いする評価員を選任するときであります。現在、定数の5人お見え

になります。次に②であります。保留地予定地を定めようとする場合に審議会に諮るものであります。次に③であります。換地計画において、学校、墓地等、区画整理法で定められた土地について特別の定めをする場合でありまして、その位置、地積等に特別な考慮を払う場合に必要となるものであります。次に④であります。宅地地積の適正化のための過小宅地の基準となる地積を定めるときであります。次に⑤としまして、宅地地積の適正化のための決定、⑥としまして、借地地積の適正化のための決定であります。必要があると認められた場合には、地積が小さい宅地、または借地について、過小宅地・過小借地とならないように換地計画をする場合であります。次に⑦としまして、換地及び借地権の立体化についてであります。当区画整理内には宅地の立体化、いわゆる立体換地はありませんので、案件として上がることはありません。なお、立体換地とは、ビルなどの建物をつくり、そこへ立体的に換地をする手法であります。

最後に、4番の報告事項についてであります。①事業計画に関する事、②事業計画の変更に関する事、③工事施工に関する事、④物件移転補償に関する事、⑤保留地予定地の公開抽せん処分に関する事、⑥その他事業施行に関し必要な事。以上①から⑥の事項につきましては、その都度、案件がありましたら審議会のほうへご報告させていただくものであります。

簡単ではございますが、以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

横井会長

ただいま説明は終わりましたが、本件に何か質問がありましたら挙手をお願いします。なかなか難しい文面が出てわかりにくいところがあるかと思いますが、ありませんか。

なければ終わらせていただきますが、もし途中で何かわからないことがあったら、また事務局のほうへ問い合わせただければ細かく教えていただけるとお思いますので、事務局はその節はよろしくお願いたします。

この件につきましては以上で終わります。

続きまして、日程第5、報告事項に入ります。事務局に報告を求めます。

丹羽係長

それでは、私のほうから今年度の道水路工事の進捗状況について、お



手元の繰越工事の一覧表及び箇所図で説明させていただきます。

お手元の箇所図及び前のほうで箇所図を出してありますが、赤で塗られました箇所3カ所が去年の予算を繰り越して工事している箇所3件でございます。また、青色が4件ございますが、こちらが今年度の予算で施工している工事箇所であります。

では、赤色の繰越工事の箇所から説明させていただきたいと思っております。

まず1番ですが、中央の少し西側、左側になります。区画道6-6号の路線になりますが、こちらについては30メートルの工事施工範囲でありまして、伊藤建材株式会社によりまして平成26年2月7日に工事のほうは完了しております。

続きまして、すぐ隣の赤の2番であります。道路新設工事、都計道文津循環1号線の80メートルでございますが、株式会社三林建設の施工で平成26年3月5日にこれも工事は完了しております。

また、赤の3番でございます。図面の下のほうになりますが、道路新設工事、区画道12-1号路線で、距離が250メートル、こちらにおきましては可児建設さんの施工で平成25年5月13日に工事は完了しております。

続きまして、今年度、平成25年度の工事箇所についてご説明申し上げます。

まずは1番の区画道8-2号であります。図面のちょうど一番上側になります南北路線です。区画道8-2号におきまして、工事延長が約60メートル、有限会社浜田工業の施工で、こちらにおいては平成26年3月24日、ちょうど本日でございますが、工事のほうは完了する形になります。

2番につきましては、ちょうど旧味岡保育園の近辺の東西線になります。都計道文津循環2号線、工事延長110メートルでございますが、こちらにおいては可児建設株式会社の施工で平成26年3月18日に工事のほうは完了しております。

また、そのすぐ北側の南北路線でございますが、3番の路線でございます。区画道6-35号線、距離としましては125メートルの路線でございますが、こちらでも可児建設株式会社の施工で平成26年3月18日に工事のほうは完了しております。

最後になりますが、4番、図面の一番左側になります。道路新設工事、区画道6-7号で、延長は約50メートル、有限会社浜田工業の施工で平

成26年1月30日に工事のほうは完了しております。

計7件が今年度の工事の案件であります。工事中には皆様にご不便をおかけしたと思いますが、また来年度以降も工事のほうは続いていきますので、交通安全等には十分注意しながら工事のほうを進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほうをよろしくお願いしたいと思っております。

以上で説明のほうは終わらせていただきます。

横井会長

説明は終わりましたが、何かご質問がありましたら。

宮本委員

道路の工事ですね。これは、契約期間というのはどのようになっているのか、ご説明していただきたいと思っております。道路の契約期間ですね、それはどのように決めていくのか。

ということは、全体的に全部おくらせてますからね。期間に終わってませんよね。今言われた8-2号ですか、1番ですね。これは3月24日、今日ですね。それが1月29日になってますよね、工事契約期間が。どういう関係でおくらせてくるんですか。

横井会長

期間の延長をどういう処理をしているかという話ですか、金銭的な面も含めてですか。

宮本委員

それは加味するんだったら加味してもいいですけど、延びるでしょう。だから、契約期間にどうしてもできないかということですね。延びるときにはどういう手続きをしているんですかということですね。

丹羽係長

今、宮本委員のほうからお話がありました案件でございますが、工事のほうを延長する場合に、こういった形の場合に延長、もしくはこういった手続きをとっておるのかという形なんです。道路新設工事を行う場合、私どもが発注する道路新設工事の標準工期というものは、発注する予算によって、30日、60日、90日と標準工期というのがある程度定められております。その中で工期が設定されております。その中で本来施工すべきものでありますが、道路工事の中で別期間の発注する工事、水道工事、下水道工事、またNTTさん、あと中部電力さんの工事、その他、中部電力さん等の電柱に共架している通信業者の皆さん、そういった別工事が道路工事に伴って随時行われて、最終的に道路が完成してくるという形になりますので、そういった形の中で、ほかの工事の工程調整などによって工事が延びる場合がありますので、そういった場合に工期変更という契約を交わして工期の延長を図る場合がございます。そういった形で工期のほうは延びる場合があるということでご理解をお願い

いしたいと思います。

宮本委員 全部おくれてますよね。工事期間に終わってないですよ。

横井会長 私もちよつと逆に疑問があるんですが、こういう附帯工事というのか、工事、水道、電気とか、いろいろありますけど、それをまとめて一緒に勘案して工期を決めるものではないという意味ですね。

丹羽係長 そうですね。発注業種としましては、区画整理課から発注する場合、道路本体の工事のみの発注でございまして、それぞれのNTTさん、または中部電力さん等については、そちらの会社のほうから発注していただけますので、例えば、本来、工程調整等を取りながら発注はしていきますが、その中で天候等で日程がずれてきた場合に、また再度、工程調整等を取りながらやっていくことになりますので、そうすると、NTTさんの都合だったり、ガス工事さんの都合だったりという部分の中で、入れる期間というのがどうしても限られてきてしまうということがありますので、そういった場合、工期のほうが延びることがありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

宮本委員 そうしますと、平成26年度の工期も、工期の期間内に終わるということはあり得ないということですか。現状、そう考えてもいいということですか。契約期間には終わらないということですね。

だから、こういう記事を流しても、区内に回覧で流してはいますが、終わってないわけですね。終わってないんだったら終わってないで、それ以降のやつは全然何の連絡もないですよ。だったら契約期間というのは必要ないですよ。

横井会長 前回、ちよつとそういった質問がありましたけど、延長される場合の報告というのか、周辺住民に対する通達とか、そういうもののあり方というのはどうあるべきかと思うんですけど、どういう措置をされているか、現在はやられていないというのが現状かと思いますが。

丹羽係長 工事を延長する場合、直接関係する方々、例えば1番の8-2号路線ですと、8-2号沿線の方ですね、沿線の方と言っても工事期間の沿線の方には、工事業者もしくは市のほうから工期の延長を伝えるような形で行っております。また、周辺住民の方には、工事看板等により期間が延びたことを周知するという形で一応工事の延長も報告という形をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

宮本委員 ちよつと申しわけないんですけど、この1番の工事がちよつとおくれ

ているので、電話をしたことあるんですよ、事務局のほうにね。ある方が、ご迷惑をおかけしているんですかというような意見を言われたんですけど、私に対してね。迷惑をかけてないことはないと思うんですね、延長しているんですから。だからどうして、こうして延長しているんですから、ご迷惑をおかけしてますかなんていう、電話のそういう応答がありましたので、だったらこんなやつはつくる必要ないと思うんですよ。そういうことがありましたので私は、こういうふうにおくれているが、これはどういうふうになっているんですかと電話したら、ご迷惑をおかけしているんですかというような電話がありまして、もう少し考えてもらいたい。

横井会長 事務局にちょっと私のほうから、そういう件については、今までのことだとどうのこうのという話はできませんが、今後は何かそういう対応のほうもひとつしっかりと。

宮本委員 出さないほうが良いと思うんですわ、工事期間なんて。だって、もらったやつをチェックしたんですけど、終わってないんですよ。私は歩いているから大体見ているんですよ、どういうあれをしているか。1週間に何回か歩いて見ていて、私はあるところで言われたんですよ。場所は言いません、きょうは。いつまでこんなの工事にかかっているんだって。ということは、ガードマンと間違えられたんですよ。ある人が、散歩と言っただけはおかしいけども、文津の方じゃないので。通行どめになっているけど、いつまでとめているんだと。工事期間も看板にでかく書いて、何月何日までですと工事期間が書いてあるでしょう。だったら書かないほうが良いと思うんですよ。ほとんど終わってないんだから。だから、平成26年度もこういう結果がまた出てくると思うんですよ、大きい工事になってきたら。だから、加味するんだったら加味して、終わってもいいですから、そういうのがあんなら、1カ月なら1カ月でも余分にとるなら、最初からそういう工事の期間として看板にでかく書いてあればいいんですけど、書かないところだってあるわけでしょう。何日も舗装もしないでほったらかしてね。そういうふうには私は思うんですけども。ありがとうございました。

泉課長補佐 宮本委員のご指摘をいただいたのは、工期内に終わるのが当然だろうというご指摘とおしかりかと思っております。事務局といたしましても、契約期間を結んでいる以上、他の工事の関係で実際おけているという

ケースは否定しませんし、またちょっと事務局側の対応も非常に宮本委員に対して失礼だったことは、ここでおわびさせていただきたいと思います。事務局としては、精いっぱい工期内に終われるように今後も努力させていただきながら、先ほど事業係長の丹羽のほうから申し上げましたが、なるべく早い段階で皆様に、特に近接して住んでみえる方には、一番生活に支障を来すわけですから、そういったことは十分に配慮させていただきながら、早い段階でお知らせできるように事務局としても努力していきたいと思いますので、ご指摘いただいて、事務局といたしましては、一日も早く完了させて契約どおりやっていくことを目指して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

横井会長

工期というのは、やっぱりまず基本的には守るとというのが一番基本ですので、まずそれを最優先させると、もしおくれたとか、そういう状況が発生した場合には、できるだけ前向きにいろいろと対処していただくように、ひとつよろしくお願ひいたします。

ほかにありませんか。なければ終了いたします。

続きまして、日程第6、その他に入ります。事務局より何かありましたらよろしくお願ひします。

渡辺課長

事務局からはその他について報告することはございません。

横井会長

委員の方のほうからもし質問、要望、意見がありましたら。

水野(吉)委員

今すぐどうこうということじゃないんですが、だんだん道路もたくさんできて、いつも区長さんや会長さんを悩ませているごみ置き場の問題があるんですけど、うちの近くでも間もなく、もうちょっと進むと今の現状のごみ置き場がどこかへ変わって、墓地の駐車場をつくらないかんということになると思うんですが、2号公園か3号公園かわからんですけども、その辺のところで集積場の新しい場所なんかを確保してもらるように、公園をつくるときに、そういうことをちょっと含んでおいてもらおうと、またそのときの会長さんも多分悩まれると思うし、区長さんも悩まれると思うので、何とか事前に、ここへ決まっていますよというふうになるように、ひとつご協力をお願ひしたいと思いますが、よろしくお願ひします。今すぐどうこうじゃないから別にいいですよ。ただ、将来的なことがあるので、ちょっと含んでおいてもらって予定を立ててもらおうと皆さん喜ばれるんじゃないかなと思うので、よろしくお願ひします。

横井会長

ただ、この質問は私も以前にした覚えがあるんですが、物が物だけに、

住宅近くというのは嫌がられるという傾向にありまして、なかなか区画整理でここに決めたということはできないというふうに聞きまして、これから、今後、そういう都市計画じゃないけど、進む中で、そういう要望はこたえていただけますか、事務局。

泉 課長 補佐

ごみ置き場の問題ですが、実は文津地区だけじゃなくて、ほかに3地区、全体で4地区しておりますが、どこからもご要望をいただいて、事務局としても非常に頭を悩ませているところであります。しかしながら、ごみ置き場の問題については、どうしても道路の形態、従前の形がなくなって、新しい道路計画になって、公共用地の中で確保できるものは事務局としても精いっぱい、例えば公園の中につくるとか、そういったことも、うちでいうと市役所のみどり公園課とか、また道路上というか、河川とか、一部余剰地に置けないかというご協議をさせてもらって、できる限りお地元のご要望を受けてまいりたいと思います。

しかしながら、行政というか、事務局にも限界がございまして、先ほど会長からも言われましたように、特にごみ置き場をあるところに置くと隣の方から、ここはごみ置き場にしないでくれという、そういった苦情もあって、なかなか難しい問題ではあるんですけど、土地区画整理事業を進めていく中では一つの重要な問題だというふうに認識しておりますので、今後とも事務局としても努力してまいりますので、審議会の皆様にもご協力をいただいて、問題を少しでも前へ進められるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

横井会長

こういったことを今後、公共事業推進としてお願いしておきます。よろしくお願ひします。

ほかにございせんか。

ご発言もないようですので、これをもって本日の審議会は終了させていただきます。以上で終わります。